令和3年松前町条例第6号

松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 令和3年3月29日

松前町長 岡 本 靖

松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年松前町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章~第9章 省略	第1章~第9章 省略
第10章 雑則(第205条)	
附則	附則
(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)
第4条 省略	第4条 省略
2 省略	2 省略
3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待	
の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者	
に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを	
提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険	
等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう	

努めなければならない。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項

サービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として町長が定める者にあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 省略

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の 入所者等の処遇に<u>支障がないとき</u>は、前項本文の規定にかかわら ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121 条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第48</u> 条第4項第1号及び第153条第12項において同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142 条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 省略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として町長が定める者にあっては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 · 4 省略

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に 次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の 入所者等の処遇に<u>支障がない場合</u>は、前項本文の規定にかかわら ず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121 条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。_____

第153条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142 条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう

条第4項第2号において同じ。)

- (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定 する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定す る指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第 4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定 する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4 項第5号、第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3 項及び第85条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域 密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第65条第1項、 第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する 指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、 第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規 定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条 第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)
- (9)~(12) 省略

6~11 省略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護 事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項 に規定する 指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、

)
(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定
する指定特定施設をいう。)
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定す
る指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう
。)
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定
する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。
項及び第85条において同じ。)
(6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域
密着型特定施設をいう。
第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する
指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。
第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。)
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規
定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。
(9)~(12) 省略
8~11 坐败

事業者(県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する 指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、

かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(<u>指定居宅サービス等基準第59条</u> に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ</u> に規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ 及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

- 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) 省略

(勤務体制の確保等)

第33条 省略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護

かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(<u>県指定居宅サービス等基準条例第64条</u>に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>県指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>に規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第2号及び第4項及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

- 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1)~(7) 省略

(8) 省略

(勤務体制の確保等)

第33条 省略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護

看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し定める 範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、 町長が地域の実情を勘案し定める 範囲内において、複数の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づ き、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が 密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か らの通報を受けることができる。

4 省略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されること 看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、 町長が地域の実情を勘案し<u>適切と認める</u>範囲内において、複数の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づ き、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が 密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か らの通報を受けることができる。

4 省略

<u>を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな</u> らない。

(業務継続計画の策定等)

- 第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ ならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 省略

- 2 省略
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における

(衛生管理等) 第34条 省略 2 省略 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予 防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する こと。

(掲示)

第35条 省略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定 する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自 由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えること ができる。

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知

(掲示)

第35条 省略

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知

見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項に おいて「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむ ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療 連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進 会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 介護・医療連携推進会議の会議は、テレビ電話装置等を活用し て行うことができる。この場合において、利用者又はその家族(以 下この項、第60条の17第2項及び第88条第2項において「利用者 等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の 活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項の報│2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項 の報 告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当 該記録を公表しなければならない。

4 省略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物 に居住する者以外 の者に対しても、指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

第41条 省略

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐 待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じな

見を有する者等により構成される協議会(以下この項 に おいて「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむ ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療 連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進 会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当 該記録を公表しなければならない。
- 3 省略
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物 に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

第41条 省略

ければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ電話 装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとと もに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止 のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

- 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて___利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。) として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者

(訪問介護員等の員数)

- 第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。) として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者

として1以上確保されるために必要な数以上
(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等
利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以
上
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等
る時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介
護員等が1以上確保されるために必要な数以上

- 2 省略
- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間 対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定 訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業 務に従事することができる。

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 <u>定期巡回サービスを</u> 行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、 利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以 上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを 行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介 護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事 業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事 業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 職務に従事することができる。
- 2 省略

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10)介護老人保健施設
 - (11)指定介護療養型医療施設
 - (12)介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレー ションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文

及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サ ービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

- 第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) 省略

(勤務体制の確保等)

第57条 省略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型

(運営規程)

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めておかなければならない。

(1)~(7) 省略

(8) 省略

(勤務体制の確保等)

第57条 省略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては

、他の指定訪問介護事業所との連携

を図ることにより当該指定夜間対応型

訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であ って、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘 案し定める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一 部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者 に行わせるこ とができる。 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービ スについては 町長が地域の実情を勘案し定める 範囲内において、複数の 指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の 指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、 一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができ る。

4 省略

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

訪問介	、護事業所の	効果的な運	営を期	待す	るこ	とが	でき	る場	易合	であ
って、	利用者の処	遇に支障が	ないと	きは						

- ____、当該他の<u>指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u>に行わせることができる。
- 3 前項 の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる

る。

4 省略

(地域との連携等)

第58条 省略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定 夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう 努めなければならない。

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、<u>第33条の2</u>から 第39条まで<u>及び第41条から第42条まで</u>の規定は、指定夜間対応型 訪問介護の事業について準用する。この場合において、<u>第10条第</u> 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第5 6条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項におい で同じ。)」と、同項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1 項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の 2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計 画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オ ペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員 等)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「指定夜 間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通

(地域との連携等)

第58条 省略

(準用)

訪問介護の事業について準用する。この場合において、 <u>第10条第</u>
1項
、第20条、第34条第1
項 <u>及び第35条</u>
中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従業
者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計
画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オ
ペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員
等)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」
とあるのは「訪問介護員等」と、「 <u>定期巡回・随時対応型訪問介</u>
<u>護看護(</u> 随時対応サービスを除く。)」とあるのは「 <u>夜間対</u>
<u>応型訪問介護</u> 」と読み替えるものとする。
(運営規程)

| 第60条の12 | 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通

|第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条 から

第39条まで、第41条及び第42条 の規定は、指定夜間対応型

所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

- (1)~(9) 省略
- (10)虐待の防止のための措置に関する事項
- (11)省略

(勤務体制の確保等)

第60条の13 省略

- 2 省略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者として町長が定める者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

(非常災害対策)

第60条の15 省略

所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10)省略

(勤務体制の確保等)

第60条の13 省略

- 2 省略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第60条の15 省略

- 2 省略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっ ては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならな / / o
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第2項の訓練の結果に基づ│3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項 の訓練の結果に基づ き、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所 防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 省略

(衛牛管理等)

第60条の16 省略

- 護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次 に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議(テレビ 電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所 介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通 所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

2 省略

き、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所 防災計画の見直しを行うものとする。

4 省略

(衛牛管理等)

第60条の16 省略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介 │ 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介 護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要 な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 運営推進会議の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>第1項</u>の報告、評価、要望、 助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しな ければならない。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する者以外の者に対しても、指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項_______において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>前項</u>の報告、評価、要望、 助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しな ければならない。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 省略

- 着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記 緑

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21 条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41 条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の 事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第3 2条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規 定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同 じ。) 」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41 条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と

読み替えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サー | 第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サー ビス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」 という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18

第60条の19 省略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密 着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記

(準用)

3,10,7,7
条、第23条、第29条、第35条から第39条まで
、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の
事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第3
2条に規定する運営規程」とあるのは「 <u>第60条の12に規定する重要</u>
事項に関する規程
J
「定期巡回·随時対応型訪問介護看護
従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と <u>、第35条中</u>
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域
<u>密着型通所介護従業者」と</u> 読み替えるものとする。

(共生型地域密着型通所介護の基準)

ビス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」 という。)の事業を行う指定生活介護事業者(愛媛県指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下この条において「県指 年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サー ビス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事 業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福 祉サービス等基準第156条第1項 に規定する指定自立訓練 (機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業 者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項 に規定する 指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援 事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この 条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項 に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障 害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定す る重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせ る事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条 に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。) を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業 者(指定通所支援基準第66条第1項 に規定する指定放課後 等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせ る事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準 第65条 に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)同 号 において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に 関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(<u>指定障害福祉サービス等基準第78条第</u> <u>1項</u>に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立 訓練(機能訓練)事業所(<u>指定障害福祉サービス等基準第156条</u> 定障害福祉サービス等基準条例」という。)第80条第1項

に規定する指定生活介護事

業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(県指定障害 福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練 (機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業 者(県指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する 指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援 事業者(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号。以下この 条において「県指定诵所支援基準条例」という。)第6条第1項 に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障 害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定す る重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせ る事業所において指定児童発達支援(県指定通所支援基準条例第 5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。) を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業 者(県指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後 等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせ る事業所において指定放課後等デイサービス(県指定通所支援基 準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)第 1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に 関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(<u>県指定障害福祉サービス等基準条例第8</u> <u>0条第1項</u>に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立 訓練(機能訓練)事業所(<u>県指定障害福祉サービス等基準条例</u>

第1項 に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をい う。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サー ビス等基準第166条第1項 に規定する指定自立訓練(生活 訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支 援基進第5条第1項 に規定する指定児童発達支援事業所 をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支 援基準第66条第1項 に規定する指定放課後等デイサービ ス事業所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業 所等」という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所 等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77 条 に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機 能訓練) (指定障害福祉サービス等基準第155条 に規定す る指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活 訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条 に規定する 指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は 指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介 護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び 共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした 場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数 以上であること。

(2) 省略

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、 第21条、第23条、第29条<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで<u>、</u> 第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60

第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をい う。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(県指定障害福祉サ ービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活 訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(県指定通所 支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所 をいう。) 又は指定放課後等デイサービス事業所(県指定通所 支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービ ス事業所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業 所等」という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所 等が提供する指定生活介護(県指定障害福祉サービス等基準条 例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機 能訓練) (県指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定す る指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活 訓練)(県指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する 指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は 指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介 護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び 共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした 場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数 以上であること。

(2) 省略

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、 第21条、第23条、第29条_____、第35条から第39条まで___ 、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60 条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生 型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合におい て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第3 5条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に 当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」 と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及 び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項 中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介 護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所 の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外 のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10 第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共 生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中 「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2 項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるの は「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第 2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所

条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条

_____において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と 、第35条中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所

ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

- (1)~(8) 省略
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)省略

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 省略

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会の 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会 会議(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を開催す ることとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行う とともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所にお ける安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討 を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならな V)
- 3 省略

(記録の整備)

第60条の37 省略

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護 の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(進用)

ごとに次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

(1)~(8) 省略

(9) 省略

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 省略

を開催す

ることとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行う とともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所にお ける安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討 を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならな V)

3 省略

(記録の整備)

第60条の37 省略

- | 2 指定療養诵所介護事業者は、利用者に対する指定療養诵所介護 の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21 条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41 条の2、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条 の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所 介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第 2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介 護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条 の34に規定する重要事項に関する規程」と

第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び 第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介 護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事

第	第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21
	条、第23条、第29条、第35条から第39条まで
	、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条
	の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所
	介護の事業について準用する。この場合において
	、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条
	の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対
	応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、
	第60条の13第3項
	中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介
	護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護につい
	て知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有
	する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当

(従業者の員数)

6第4項」と読み替えるものとする。

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事

たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、

第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の2

業所又は施設(第67条第1項において「本体事業所等」という。) の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所 介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事 業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」と いう。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応 型通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該 利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症 対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所 介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下 同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型 通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用 者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第111条、 第131条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス基 進条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以 上とする。

2 省略

(利用定員等)

第66条 省略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス

業所又は施設

の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所 介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事 業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」と いう。) が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応 型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該 利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症 対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定 地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所 介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に 規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下 同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型 通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用 者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第111条、 第131条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス基 進条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以 上とする。

2 省略

(利用定員等)

第66条 省略

(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし____、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させ、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させることができる。

2 省略

(運営規程)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通

(管理者)

2 省略

(運営規程)

| 第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通

所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

- (1)~(9) 省略
- (10)虐待の防止のための措置に関する事項
- (11)省略

(記録の整備)

第80条 省略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知 症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 次条において準用する<u>第60条の17第3項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第74条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条

所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10)省略

(記録の整備)

第80条 省略

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知 症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

501余 第10余から第14余まで、第10余から第19余まで、第21余、
第23条、第29条、第35条から第39条まで
、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び
第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所
介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項
中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「 <u>第74条に規定する</u>
重要事項に関する規程
」と、同項 <u>及び第35条</u>
中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護
従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と

の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定 小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ご とに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については常勤 換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介 護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を 受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定小規模多機 能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受 け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小 規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条 _____、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定 小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事 業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ご とに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者 (以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介 護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については常勤 換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介 護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を 受けた者をいう。以下この章において同じ。)を指定小規模多機 能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。) の提供に当たる者をその利用者 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者をいう。以下この章において同じ。) の指定を併せて受 け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小 規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条 例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所におい て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の利用者。以下この筋及び次筋において同じ。)の数が3 につき1(端数があるときは、これを切り上げる。)以上及び訪 間サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪 間し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護 (第7項に 規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所に あっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定 小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並 びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居 宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜 間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤 務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

う。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3 又はその端数を増すごとに1 間サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪

例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をい

間サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪 問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に 規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所に あっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定 小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並 びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居 宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜 間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については夜間及び深夜 の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。) をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤 務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2~5 省略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能指定認知症対応型共同生活介省略 型居宅介護事業所に中護事業所、指定地域密着型特 欄に掲げる施設等のい定施設、指定地域密着型介護 ずれかが併設されてい老人福祉施設、指定介護老人 る場合 福祉施設、介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設 (医 療法 (昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所で あるものに限る。) 又は介護 医療院 当該指定小規模多機能前項中欄に掲げる施設等、指省略 型居宅介護事業所の同定居宅サービスの事業を行う 一敷地内に中欄に掲げ事業所、指定定期巡回・随時 る施設等のいずれかが対応型訪問介護看護事業所、 ある場合 指定地域密着型通所介護事業 所又は指定認知症対応型通所 介護事業所

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護事業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当	該	指	定	小	規	模	多	機	能	指	定	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活:	介	省	略		
型	居	宅	介	護	事	業	所	に	中	護	事	業	所	`	指	定	地	域	密	着	型!	特				
欄	に	掲	げ	る	施	設	等	0)	<i>(</i> \	定	施	設	`	指	定	地	域	密	着	型	介詞	護				
ず	れ	カゝ	が	併	設	さ	れ	て	١,	老	人	福	祉	施	設											
る	場	合																				_\				
										指	定	介	護	療	養	型	医	療	施	設	(]	<u>矢</u>				
										療	法	(昭	和	234	年	法	律	第:	205	5号	.)				
										第	7	条	第	2	項	第	4	号	に	規	定	す				
										る	療	養	病	床	を	有	す	る	診	療	所	で				
										あ	る	ŧ	(T)	に	限	る	0)	又	は	介言	護				
										医	療	院														
当	該	指	定	小	規	模	多	機	能	前	項	中	欄	に	掲	げ	る	施	設	等	, ;	指	省	略		
型	居	宅	介	護	事	業	所	0)	同	定	居	宅	サ	_	ピ	ス	の	事	業	を	行	う				
-	敷	地	内	に	中	欄	に	掲	げ	事	業	所	`	指	定	定	期	巡	口	•	随日	時				
る	施	設	等	0)	, ,	ず	れ	カュ	が	対	応	型	訪	問	介	護	看	護	事	業	所 <u>、</u>	`				
あ	る	場	合							指	定	認	知	症	対	応	型	通	所	介	護	事				
										業	所	`	指	定	介	護	老	人	福	祉	施	設				
										又	は	介	護	老	人1	保任	建	施	設							

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型

居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、 当該事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支 援を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所で指定居宅サービス 事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上 の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護 小規模多機能型居宅介護事業者により設置されるもの

(以下この章

において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13 省略

(管理者)

第84条 省略

- 2 省略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政

居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事 業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置され る当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機 能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小 規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章 において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営さ れるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に 当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の 職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上 とすることができる。

8~13 省略

(管理者)

第84条 省略

- 2 省略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政

令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第195条 において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 省略

2 前項に規定するサービス担当者会議の会議は、テレビ電話装置 等を活用して行うことができる。この場合において、利用者等が 参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該 利用者等の同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能 │ 第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能 型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1)~(9) 省略
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11)省略

(非常災害対策)

第103条 省略

(記録の整備)

第108条 省略

令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条及び第195条 において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 省略

(運営規程)

型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) 省略

(10)省略

(非常災害対策)

第103条 省略

2 前項に規定するもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、第60条の15第2項の訓練の実施に当たって、地域住民の参 加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第108条 省略

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小 規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 次条において準用する<u>第60条の17第3項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(進用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33 条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条 の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小 規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合におい て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程(第101条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条 第1項において同じ。)」と、同項、第33条の2第2項、第35条 第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第60条の13第3項及び 第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」 と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」 と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小 規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条
、第35条から第39条まで <u>、第41条、第42条</u> 、第60条
の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小
規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合におい
て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「 <u>第</u>
101条に規定する重要事項に関する規程
」と、同項及び第35条
中「定期巡回・随時対
応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第60条の13第3項
中「地域密着型
通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」
と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」
と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有
する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有
する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ
るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」

(従業者の員数)

と読み替えるものとする。

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指 定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行 う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従 業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構 成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、 常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対 応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型 共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっ ては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び 第114条において同じ。)の数が3につき1(端数があるときは、 これを切り上げる。)以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を 通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜 の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この 項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただ し、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活 住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指 定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行 う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従 業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構 成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、 常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対 応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型 共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっ ては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指 定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び 第114条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1

以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を 通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜 の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう

。)を行わせるために必要な数以上とする。

同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握 及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じ られ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜 間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと に置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要 な数以上とすることができる。

2~4 省略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該計画作成担当者を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事させることができる。

6~8 省略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行う指定認知症対応型共同生活介護事業所で指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置されるもの(以下この章において「本体事業所」と

2~4 省略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居

ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該共同生活住居</u>におけ

る他の職務に従事することができるものとする。

6~8 省略

いう。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。) については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6項の別に町長が定める研修を修了している者を置くことができ る。

10 省略

11 省略

(管理者)

第112条 省略

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所に おける共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住 居の管理者をもって充てることができる。
- 3 省略

第3節 設備に関する基準

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を 有するものとし、その数は、1以上3以下(サテライト型指定認 知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。

2~7 省略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第118条 省略

9 省略

10 省略

(管理者)

第112条 省略

2 省略

第3節 設備に関する基準

第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を 有するものとし、その数は1又は2

_とする。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保 が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同 生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事 業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2~7 省略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第118条 省略

2~6 省略

- 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) (3) 省略
- 定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的 に次のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそ の改善を図らなければならない。
- (1) 外部の者による評価
- (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営 推進会議による評価

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅 サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対 応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認 知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若し くは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただ し、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当 該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

2~6 省略

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を 3 月に 1

回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) (3) 省略
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指 ┃ 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指 定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的 に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそ の改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第122条	共同生活住居の管理者は、	同時に介護保険施設、	指定居宅
サービ	ス、指定地域密着型サービ	ス	

、指定介護予防サービス若し くは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただ し、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当 該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ご│第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) 省略

(勤務体制の確保等)

第124条 省略

- 2 省略
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の │ 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の 向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その 際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第 2項に規定する政令で定める者その他これに類する者として町長 が定める者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行わ れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

(記録の整備)

(運営規程)

とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(勤務体制の確保等)

第124条 省略

- 2 省略
- 向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第128条 省略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 | し、その完結の目から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第3 | 第 3条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、 第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第 5項まで、第100条 及び第105条の規定は、指定認知症対 応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営 規程(第123条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第 1項において同じ。)」と、同項、第33条の2第2項、第35条第 1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の1 1第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16 第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活 介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」 と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と

第128条 省略

- 認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1)~(6) 省略
- (7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(進用)

3129条	第10条、	第11条、	第13条	₹、第14	条、身	第23条、	第29	条
	第35条7	いら第379	条まで、	、第39条	:、 <u>第</u>	41条、	第42条	:
第60条の)11		、第60	条の16、	第60)条の1	7第1』	頂から <u>第</u>
<u>4 項</u> まて	ぶ、第100	条 <u>、第10</u>	3条及で	び第105	条の規	見定は、	指定詞	認知症対
応型共同]生活介記	獲の事業	につい	て準用す	トる。	この場	場合に こ	おいて、
第10条第	第1項中	「第32条)	こ規定	する運営	規程	」とあ	るのは	、「 <u>第123</u>
条に規定	ごする重要	要事項に	関する	規程				
			と、同	項及び第	育35条	:		
					_中「	定期巡	《回•	迶時対応
型訪問介	`護看護征	芷業者 」	とある。	のは「介	護従	業者」	と、第	60条の1
1第2項	中「この	節」とあ	るのは	、「第6章	章第4	節」と	<u> </u>	
		>	第60条	の17第 1	L項中	「地域	なっと をおり とうしゅ とうしゅ とうしゅ しゅうしん しゅうしん はいし といっと しゅう はい しゅう	型通所介
護につい	て知見	を有する	者」と	あるのに	よ 「認	知症対		共同生活
介護につ	ついて知り	見を有す	る者」	٤, ٢6	5月」	とある	うのは	「2月」
と、第10	00条中「	小規模多	機能型	居宅介	護従業	美者」 と	こあるの	のは「介
護従業者	f」と <u>第1</u>	03条中「	指定小	規模多標	幾能型	世居宅介	護事	業者」と

読み替えるも

のとする。

(従業員の員数)

- 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用 者の数が3<u>につき1(端数があるときは、これを切り上げる。)</u> 以上とすること。

イ・ウ 省略

(3) • (4) 省略

2~10 省略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 省略

2~5 省略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>の会議</u> <u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他

<u>あるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者と</u>読み替えるものとする。

(従業員の員数)

- 第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用 者の数が3<u>又はその端数を増すごとに1</u>

イ・ウ 省略

以上とすること。

(3) • (4) 省略

2~10 省略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 省略

2~5 省略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を 3 月 に 1

回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他

の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) 省略

7 省略

(運営規程)

- 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地 | 第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地 域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10)省略

(勤務体制の確保等)

第147条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型 特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。その際、指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看 護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する 政令で定める者その他これに類する者として町長が定める者を除 く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため に必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした

の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) 省略

7 省略

(運営規程)

- 域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1)~(8) 省略

(9) 省略

(勤務体制の確保等)

第147条 省略

2 · 3 省略

| 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型 特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。

言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域 密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第149条 省略

- 2 指定地域密差型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対 2 指定地域密差型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対 する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(進用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条か 第 ら第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、 第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで及び第100条の規定 は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用 する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並び に第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第3 5条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事 項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは 「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地 域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業 者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見

(記録の整備)

第149条 省略

する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければな らない。

(1)~(7) 省略

(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評 価、要望、助言等の記録

(進用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条	、第35条か
ら第39条まで、 <u>第41条、第42条</u> 、第60条の	011、第60条の15、
第60条の16、第60条の17第1項から <u>第4項</u> まで及	び第100条の規定
は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の	事業について準用
する。この場合において、 <u>第35条中</u>	
「定期巡回・『	迪時対応型訪問介
護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設	設従業者」と
、第60条の11第2項中「この	の節」とあるのは
「第7章第4節」と	
、第60条の17第1項中「地域密着型通所な	介護について知見

を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第1 00条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着 型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第3節 人員に関する基準

- 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員 | 数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士 又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介 護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であ って、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管 理栄養士を置かないことができる。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において 「看護職員」という。)
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者 の数が3につき1(端数があるときは、これを切り上げる。) 以上とすること。

イ省略

- (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (5)・(6) 省略
- 2 省略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地 | 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地 域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならな い。ただし

を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と

読み替えるものとする。

第3節 人員に関する基準

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員 数は、次のとおりとする。

- (1) (2) 省略
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において 「看護職員」という。)
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者 の数が3又はその端数を増すごとに1 以上とすること。

イ省略

- (4) 栄養士 1以上
- (5)・(6) 省略
- 2 省略
- 域密着型介護者人福祉施設の職務に従事する者でなければならな い。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定

	地域密着型介護老人福
	にユニット型指定介護
	設の人員、設備及び運
	愛媛県条例第64号。以
	<u>いう。)第44条に規定</u>
	う。以下同じ。)を併
	施設及びユニット型指
	<u>員(県指定介護老人福</u>
	き配置される看護職員
	祉施設にユニット型指
	場合の指定地域密着型
	密着型介護老人福祉施
、入所者の	の規定に基づき配置され
処遇に支障がない場合は、この限りでない。	処遇に支障がない場合は
4~7 省略	4~7 省略
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、	8 第1項第2号及び第
サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、	サテライト型居住施設(
機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体	機能訓練指導員又は介
施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め	施設の場合には、次の

- 施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、

は介護支援専門員

地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。) にユニット型指定介護老人福祉施設(愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号。以下「県指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(県指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士____、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又

は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士

理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

- (3) 病院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員 9~12 省略
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14~16 省略

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、 サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人 福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支 援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福 祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門 員

- (3) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士 又は介護支援専門員 9~12 省略
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士

______又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇 が適切に行われると認められるときは、これを置かないことがで きる。

14~16 省略

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、 サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人 福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支 援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福 祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数 の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあっ て、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入 所者の数が100につき1(端数があるときは、これを切り上げる。) を標準とする。)とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第159条 省略

2~5 省略

- 図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) (3) 省略
- 7 省略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第160条 省略

2~6 省略

- 7 サービス担当者会議の会議は、テレビ電話装置等を活用して行 うことができる。この場合において、入所者又はその家族(以下 この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得な ければならない。
- 8 省略

の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあっ て、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入 所者の数が100又はその端数を増すごとに1

を標準とする。)とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第159条 省略

2~5 省略

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を 図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を 3 月に 1

回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) 省略

7 省略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第160条 省略

2~6 省略

- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する地域密着型 施設サービス計画の変更について準用する。

第165条 省略

(栄養管理)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状 態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができる よう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければ ならない。

(口腔衛生の管理)

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の 健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生 の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

- 第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運 | 第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運 営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな V)
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型 施設サービス計画の変更について準用する。

第165条 省略

(運営規程)

- 営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな V)
- (1)~(7) 省略

(9) 省略

(勤務体制の確保等)

第171条 省略

- 2 省略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者として町長が定める者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第173条 省略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護 老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>の</u>

(8) 省略

(勤務体制の確保等)

第171条 省略

- 2 省略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質 の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第173条 省略

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護 老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

をおお

会議 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。) をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 省略
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) 省略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 事故発生の防止のための委員会<u>の会議(テレビ電話装置等を 活用して行うものを含む。)</u>及び従業者に対する研修を定期的 に行うこと。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ と。
- 2~4 省略

(記録の整備)

第178条 省略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな むね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 省略
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) 省略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその 再発を防止するため、次に<u>定める</u>措置を講じなければならない。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 事故発生の防止のための委員会

及び従業者に対する研修を定期的

に行うこと。

2~4 省略

(記録の整備)

第178条 省略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げ る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな V10

- (1)~(6) 省略
- (7) 次条において準用する<u>第60条の17第3項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条<u>、</u>第3 <u>3条の2</u>、第35条、第37条、第39条<u>、第41条の2</u>、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から<u>第5項</u>までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第170条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第2款 設備に関する基準

V)

- (1)~(6) 省略
- (7) 次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

179条	第10条、	第11条、	第13条、	第14条、	第23条、	第29多	· 卡
	_、第35条、	第37条、	第39条		、第	42条、	第60条
の11、	第60条の1	5及び第6	0条の17第	第1項から	5 <u>第4項</u> 3	までの	規定は、
指定地	域密着型	介護老人社	畐祉施設	について	準用する	。この	場合に
おいて	、第10条第	第1項中	「第32条	に規定す	る運営規	程」と	あるの
は「 <u>第</u>	170条に規	定する重	要事項に	関する規	程		

「定期巡回・

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第2款 設備に関する基準

- 準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) 省略
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
- (ウ) 一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人 以下とし、15人を超えないものとすること。
- (エ) 一の居室の床面積 は、10.65平方メートル以上とする こと。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平 方メートル以上とすること。

(才) 省略

イ~エ 省略

 $(2) \sim (5)$ 省略

第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基 第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基 準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア居室

- (ア) 省略
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下と しなければならない。
- (ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) た だし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする こと。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入 居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を 隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じてい ても差し支えない。

(エ) 省略

(2)~(5) 省略

2 省略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第184条 省略

2~7 省略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護者人福祉施設は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議 (テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) (3) 省略
- 9 省略

(運営規程)

- 第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げ|第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げ る施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけ ればならない。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10)省略

(勤務体制の確保等)

第189条 省略

- 2 3 省略
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

2 省略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第184条 省略

2~7 省略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を 3 月に 1

同以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) 省略

9 省略

(運営規程)

- る施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけ ればならない。
 - (1)~(8) 省略
- (9) 省略

(勤務体制の確保等)

第189条 省略

2 • 3 省略

その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者とし て町長が定める者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点 から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第3 | 第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条 3条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条 の11、第60条の15、第60条の17第1項から第5項まで、第155条か ら第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び 第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第 1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第1 88条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項にお いて同じ。) 」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並び に第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあ るのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利

(進用)

、第35条、第37条、第39条、第42条、第60纟
の11、第60条の15、第60条の17第1項から <u>第4項</u> まで、第155条だ
ら第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び
第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型ク
護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第
1 項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「 <u>第188条に規</u> 策
する重要事項に関する規程
」と、
「定期巡回·随時対応型訪問ク
護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指置
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とは
るのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利

用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と_____

第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第6節第3款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第1節 基本方針

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条 に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとき は、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第6節第3款」 と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第16 0条 | と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第 7項 と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、 同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準 用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2 項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、 同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、 同項第4号及び第5号 中「次条」とあるのは「第191条」 と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準 用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第1節 基本方針

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、<u>県指定居宅サービス等基準条例第64条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下 「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型 居宅介護従業者については常勤換算方法で、通いサービス(登録 者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同 じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。)の 提供に当たる者をその利用者の数が3につき1 (端数があるとき は、これを切り上げる。) 以上及び訪問サービス (看護小規模多 機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅におい て行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定す る本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあ っては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45 条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所」という。) の登録者、第8項に規定 する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に あっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサ

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下 「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事 業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」 という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型 居宅介護従業者については常勤換算方法で、通いサービス(登録 者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同 じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。)の 提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに 以上及び訪問サービス(看護小規模多 機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅におい

機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサ

アライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2~13 省略

14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ

__に規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第

テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護が関係の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2~13 省略

14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、具指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号でに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第

4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (記録の整備)

第203条 省略

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(9) 省略
 - (10)次条において準用する<u>第60条の17第3項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条<u>第33</u> <u>条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条から第42条まで</u>、第60条 の11、第60条の13<u>、第60条の15</u>、第60条の16、第60条の17、第88 条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、<u>第1</u> 01条、第102条、第104条、第105条及び第107条の規定は、指定看 護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合に おいて、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第204条において準用する第101条に規定する重要 事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、 同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と

とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並

4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (記録の整備)

第203条 省略

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指 定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1)~(9) 省略
 - (10)次条において準用する<u>第60条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(進用)

第204条 第10条から第14条まで、第21	条、第23条、第29条
、第35条から第39条まで、 <u>第4</u>	
の11、第60条の13、第6	50条の16、第60条の17、第8
条から第91条まで、第94条から第96名	 まで、第98条、第99条、 <u>第</u>
01条から第105条まで 及	び第107条の規定は、指定看
護小規模多機能型居宅介護の事業に	ついて準用する。この場合に
おいて、第10条第1項中「第32条に	規定する運営規程」とある σ
は「第204条において準用する第1019	条に規定する重要事項に関す
る規程	」と、
「定期巡回·随時対応®	型訪問介護看護従業者」とあ
るのは「看護小規模多機能型居宅介詞	護従業者」と <u>、第35条中「定</u>
期巡回・随時対応型訪問介護看護従	業者」とあるのは「看護小規
模多機能型居宅介護従業者」と、第6	30条の11第2項中「この節」

とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中

びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条第1項中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第205条 この条例の規定のうち、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者が行う作成、保存その他これらに類するものについて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことを規定し、又は想定している規定(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の

「地域密着型诵所介護

従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中 「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことを含めて規定し、又は想定しているものと解釈することができる。

2 この条例の規定のうち、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者が行う交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)について書面で行うことを規定し、又は想定している規定(第10条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第81条、第109条、第129条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第60条の27第1項及び第134条第1項の規定を除く。)は、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面で行うことに代えて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により当該書面に係る電磁的記録の交付等を行うことを含めて規定し、又は想定しているものと解釈することができる。

附則

(経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、基準省令施行日の前日において愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号)附則第3項の規定の適用を受けていたものに係る第154条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」と

附則

(経過措置)

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密 着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下 「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、 基準省令施行日の前日において<u>県指定介護老人福祉施設基準条例</u>

M則第3項の規定の適用を受けていたものに係る第1 54条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」と あるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」 とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

2 省略

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規 定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4 条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則 第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、 精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老 人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同 じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は 入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定地域 密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該 転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号 アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じ て得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積 を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行 う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さ を確保することができるときは、同一の場所とすることができる ものとする。

あるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」 とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

2 省略

第10条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規 定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4 条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則 第12条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、 精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該 病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老 人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同 じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は 入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定地域 密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該 転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号 アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じ て得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積 を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行 う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さ を確保することができるときは、同一の場所とすることができる ものとする。

第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養 | 第11条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養

病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床 又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設 を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供す ることをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し ようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号 に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) 省略

- 第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 第16条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、

病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床 又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設 を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援 者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供す ることをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設し ようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号 に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) 省略

- 第12条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 第16条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は 病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該 診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の療 養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、

当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) • (2) 省略

第17条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) • (2) 省略

第17条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における改正後の松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項、第32条、第41条の2(新条例第60条、

第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第56条、第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第204条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第32条、第56条、第60条の12、第60条の34、第74条、第101条、第123条、第146条、第170条及び第188条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、新条例第33条の2の規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第204条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

6 施行日から令和 6 年 3 月 31日までの間における新条例第165条の 2 (新条例第191条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、新条例第165条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間における新条例第165条の3(新条例第191条において準用する場合を含む。以下この項において

同じ。)の規定の適用については、新条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号(新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止ための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 施行日から起算して 6 月を経過する日までの間における新条例第177条第 1 項 (新条例第191条において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号に掲げる措置を講じるとともに、次 の第 4 号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 10 当分の間、新条例第182条第1項第1号ア(ウ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第153条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第182条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

12 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年松前町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
(従業員の員数)	(従業員の員数)
第72条 省略	第72条 省略
2~9 省略	2~9 省略

- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対 応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活 介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合については、指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項か ら第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもっ て、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことがで きる。
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。